

本協定書（案）は、現時点において想定される基本的な内容を記載したものであり、認定計画提出者との協議により、記載内容を修正する予定です。

## もとまるパーク特定公園施設譲渡契約書（案）

本巢市（以下「甲」という。）と譲渡人（以下「乙」という。）とは、令和5年1月2日に取り交わしたもとまるパーク整備運営事業に関する基本協定書に基づき、次のとおりもとまるパーク特定公園施設譲渡契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（譲渡物件）

第1条 乙が甲に譲渡する物件（以下「譲渡物件」という。）は、別紙物件目録のとおりとする。

（所有権の移転）

第2条 譲渡物件の所有権は、令和7年3月31日に、乙から甲に移転し、かつ、引渡しを行うものとする。ただし、甲及び乙は、協議により引渡日を変更することができるものとする。

（登記の囑託）

第3条 乙は、前条の定めにより、所有権の移転登記手続に必要な書類一式を甲に提出するものとし、甲が所有権の移転登記手続を行うものとする。この場合において、当該登記手続に要する費用は、乙の負担とする。

（譲渡の対価）

第4条 譲渡物件の対価は、特定公園施設の整備に要する費用として 円（うち消費税及び地方消費税額 円）とする。

（譲渡価額の支払）

第5条 乙は、第2条の規定により譲渡物件を甲に引き渡した後、対価の支払を書面により甲に請求するものとする。

2 甲は、乙から適正な支払請求書を受領した日から40日以内に第4条に規定する金額を乙に支払うものとする。

（遅延利息）

第6条 甲は、本契約に基づく金銭債務の支払を遅延した時は、その遅延した額につき、遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条により財務大臣が決定する率で計算した額の遅延利息を乙に支払わなければならない。ただし、その支払の遅延が天災その他不可抗力によるものと乙が認めたときは、乙は遅延利息を免除するものとする。

（契約の費用）

第7条 本契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

（契約の変更）

第8条 本契約の変更については、甲及び乙の書面による同意をもってのみこれを行うことができる。

(裁判管轄)

第9条 本契約に関して紛争が生じたときは、岐阜地方裁判所を第1審の管轄裁判所とする。

(協議)

第10条 本契約に定めのない事項又は本契約に関し疑義が生じた場合は、その都度甲乙協議して定めるものとする。

本契約の成立を証するため、本契約書2通を作成し、記名押印のうえ、甲及び乙が各一通を所有するものとする。

令和 年 月 日

甲 本巣市文殊324番地  
本巣市長 藤原 勉 印

乙 (住所)  
(代表者) 印